

入 札 説 明 書

案件名：

統合型 GIS 機器等賃貸借業務(窓口対応端末等)

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、熊本市契約事務取扱規則（昭和39年規則第7号。以下「規則」という。）、熊本市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成24年規則第102号。以下「特例規則」という。）、熊本市が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成18年告示第105号。以下「暴力団排除措置要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）、熊本市工事競争入札心得（平成2年告示第107号。以下「入札心得」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 案件名

統合型 GIS 機器等賃貸借業務(窓口対応端末等)

(2) 目的及び概要

本業務は、熊本市における地理空間情報活用推進(業務効率化・コスト縮減、アカウントビリティの向上等)のため、熊本市統合型 GIS 基盤整備方針(平成25年3月)に基づき、統合型 GIS に供する機器等(窓口対応端末等)(以下、「機器等」という。)について、賃貸借による調達を行うもの。

※ 詳細は仕様書を参照のこと。

(3) 設置場所

熊本市中央区手取本町1番1号 外

(4) 賃貸借期間

令和8年（2026年）10月1日から令和13年（2031年）9月30日まで

2 担当部局

(1) 契約条項を示す場所、入札手続及び競争入札参加資格確認申請等に関する問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市総務局契約監理部契約政策課

電話：096-328-2137（直通）

ファックス：096-359-7689

(2) 機能等承認書の交付に関する問い合わせ先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局契約監理部技術管理課
電話：096-328-2543（直通）
ファックス：096-359-7689

3 入札手続の種類

この案件は、入札前に条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）の確認を行い、競争入札参加資格があると認められた者による入札の結果に基づき落札者を決定する方法により入札手続を行う。なお、この案件は郵便入札の手続により実施するものとする。

4 入札参加者に必要な資格

- (1) 熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加資格審査申請書を提出し、熊本市業務委託契約等に係る競争入札参加者等の資格等に関する要綱（平成20年告示第731号）第5条に規定する参加資格者名簿に登録されている者であること。
さらに、業種として第1分類「(18) リース・レンタル」・第2分類「①OA 機器類」業務での登録をしていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続の開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申し立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (4) 暴力団排除措置要綱第3条第1号の規定に該当しないこと。
- (5) 熊本市から熊本市物品購入契約及び業務委託契約等に係る指名停止等の措置要綱（平成21年告示第199号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに本市市税の滞納がないこと。
- (7) 業として本件競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (8) 過去3年の間、本市との契約において、違反又は不誠実な行為を行った者であって契約の相手方として不適当と市長が認めるものでないこと。
- (9) 熊本市公契約条例(令和7年条例第54号)第8条に基づき誓約書を提出するなど、本条例を遵守していること。
- (10) 機能等承認書を提出できる者であること。
- (11) 本件競争入札に事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合をいう。以下同じ。）

として競争入札参加資格確認申請書を提出した場合、その組合員は単体として、競争入札参加資格確認申請書を提出することはできない。

本件競争入札に事業協同組合として参加する場合は、業務を担当する組合員についても併せて(5)、(8)及び(9)の要件を全て満たす者であること。

5 申請手続等

(1) 申請書、仕様書、入札説明書等の交付期間及び方法

令和8年（2026年）4月23日から令和8年（2026年）5月19日まで

熊本市役所ホームページへ掲載する。郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わない。

(2) 申請書等の提出方法等

本件入札の参加希望者は、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格審査調書その他の必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格の有無について市長の確認を受けなければならない。提出方法等については、次によるものとする。

ア 提出書類及び提出方法

郵送により提出すること。持参、電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。郵送する場合は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(ア) 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）

(イ) 競争入札参加資格審査調書（様式第2号）

(ウ) 機能等承認書（様式第3号）

機能等承認書（様式第3号）については、提出前に発注課（上記2(2)の場所）の承認を受けること。

なお、機能等承認書等の発注課への提出期限は、公告の日から令和8年（2026年）5月13日の午後4時までとする。機器等の審査結果については、発注課より電話等で提出業者へ連絡することとし、機能等承認書等の原本は、発注課より契約担当課（上記2(1)の場所）が直接受け取ることとする。

イ 提出期限

令和8年（2026年）5月19日 午後4時まで

期限までに必着のこと。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

ウ 提出部数

1部とする。

エ 送付先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

また、封筒の表面に申請する「案件名」及び「競争入札参加資格
確認申請書在中」を明記すること。

オ 留意事項

様式については、申請書等提出日時点において記載すること。

カ 4(1)に掲げる参加資格者名簿に登録されていない者も、申請書等
及び添付書類を提出できるが、競争に参加するためには当該競争入
札（見積）参加資格審査申請を行い、審査を受け、かつ、競争参加
の資格の確認を受けなければならない。

(7) 競争入札等参加資格審査申請書の交付方法

申請書様式は、熊本市ホームページへ掲載する。熊本市ホーム
ページにおいては、その運用時間内においてダウンロードできる。
なお、ホームページのURLは、次のとおり。

<https://www.city.kumamoto.jp/kiji0033331/index.html>

郵送又は電送（ファックス、電子メール等）による交付は行わ
ない。

(イ) 提出方法

参加資格要綱に定める申請書に必要な書類を添付し、郵送により
提出すること。なお、提出の際は封筒に入れ、封筒の表面に「特
定調達契約に係る参加資格審査申請書在中」、「案件名」及び「開
札日時」を明記すること。郵送方法は一般書留又は簡易書留のよ
うな送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できな
い方法により郵送されたものは受け付けない。

(ロ) 競争入札等参加資格審査申請書の提出期限

令和8年（2026年）5月19日（休日を除く。）午後4時ま
でに必着のこと。不慮の事故による紛失又は遅配については考慮
しない。

(ハ) 競争入札（見積）参加資格審査申請書等の作成に用いる言語等

競争入札（見積）参加資格審査申請書及び必要書類は日本語で
作成すること。なお、必要書類のうち外国語で記載のものは、日
本語の訳文を付記し、又は添付すること。また、金額は、出納官
吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する
外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(ニ) 提出先

郵送の場合

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長(熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班)宛

(3) 競争入札参加資格の確認

競争入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限日をもって行うものとする。ただし、5(2)カの申請(特例規則第4条第1項の申請)をする者については、この限りではない。結果(競争入札参加資格がないと認めた場合はその理由も含む。)については、書面により通知する。

6 競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、市長に対して競争入札参加資格がないと認めた理由について、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (2) 市長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 入札説明会

入札説明会は実施しない。

8 入札説明書、仕様書等に対する質問

- (1) 入札説明書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書を提出すること。

ア 提出方法

書面(様式は自由)によりファックス又は電子メールにて提出すること。送信後に必ず電話で着信を確認すること。

イ 提出期間

令和8年(2026年)4月24日から令和8年(2026年)6月8日(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

ウ 提出先

熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班

ファックス: 096-359-7689

メールアドレス: keiyakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

- (2) (1)の質問書に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間

令和8年(2026年)6月9日までに開始し、令和8年(2026年)6月16日までとする。

イ 閲覧方法

熊本市役所ホームページ

9 入札保証金

規則第5条に定めるところにより、免除とする。

10 入札及び開札等

- (1) 入札参加者は、仕様書、図面、別記様式の契約書案及び規則等を熟知の上、入札をしなければならない。この場合において、当該仕様書について疑義（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、公告に定めるところにより、説明を求めることができる。
- (2) 入札参加者は、本市様式の入札書（別添）を使用すること。
- (3) 紙入札方式により参加する入札参加者は、次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない（原則、別添様式の入札書を使用すること）。
 - ア 案件名
 - イ 入札金額
 - ウ 入札参加者の商号又は名称、入札者氏名
- (4) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。
- (5) 入札参加者の入札金額は、賃貸借物品の本体価格のほか、郵送費、保険料、関税等、設置場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (6) 入札金額は当該賃貸借に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 入札書は、黒色のペン又はボールペン（鉛筆は不可）を使用することとし、消せるボールペンは使用しないこと。
- (8) 郵送による入札書の受領期限は、11(1)のとおりとする。
- (9) 入札・開札日時及び場所は、11、12のとおりとする。
- (10) 入札参加者から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断したもののみを落札決定の対象とする。
- (11) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について訂正印または訂正署名（フルネーム）をすること（ただし、入札金額の訂正は認めない。）。
- (12) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (13) 入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入

札を延期し、又は中止することがある。

- (14) 入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (15) 開札は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (16) 開札した場合においては、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。
- (17) 入札執行回数は、2回までとする。なお、再入札書の提出がなかった者は、再度入札を棄権したものとみなす。
- (18) 入札に参加する者が1者である場合は、再度公告して申請書等の提出期限を延長するものとする。この場合、必要に応じて当該案件に係る競争入札参加資格の変更又は賃貸借期間の変更を行うことがある。
- (19) 1回目の入札で棄権、辞退、無効となった者は、再度入札（2回目）には参加できないものとする。

1 1 入札等

5(3)の通知により競争入札参加資格があると確認された者は、次に定める方法に従い、入札に参加するものとする。なお、持参、電送（ファックス、電子メール等）により提出されたものは受け付けない。郵送方法は、一般書留又は簡易書留のような送達記録が残る方法によることとし、送達記録が確認できない方法により郵送されたものは受け付けない。

(1) 入札方法

令和8年（2026年）6月16日 午後4時までに入札書を郵送により提出すること。期限までに必着のこと。

また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

なお、入札書は二重封筒（内封筒及び外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ、封をして、「入札書」、「案件名」、「開札日時」、及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に入れること。さらに、再度入札を予想する場合は、再入札書も、別の内封筒に入れ、封をして、「再入札書」、「案件名」、「開札日時」及び「入札参加者名」を記載し、外封筒に同封すること。外封筒には、「入札書在中」及び「親展」と記載するとともに、入札参加者名を記載し、(2)送付先の宛先へ送付すること。

(2) 送付先

〒860-8601

熊本市中央区手取本町1番1号

熊本市長（熊本市総務局契約監理部契約政策課物品契約班）宛

1 2 開札等

(1) 開札日時

令和8年（2026年）6月17日 午前9時30分

(2) 開札場所

熊本市中央区手取本町1番1号 本庁舎6階
熊本市総務局契約監理部契約政策課 入札室

1 3 無効の入札書

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 公告に示した競争に参加するものに必要な資格のないものの提出した入札書
- (2) 暴力団排除措置要綱第3条の規定により、入札参加資格を失った者のした入札書
- (3) 入札案件名及び入札金額のない入札書
- (4) 入札参加者の商号又は名称、入札者氏名のない又は不明確な入札書
- (5) 上記において登録印以外の押印をした入札書
- (6) 入札案件名に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一の入札参加者が複数の入札を行ったと認められるときは、いったん開札して確認のうえ、すべての入札書を無効とする。
- (10) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札書
- (11) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、また不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）に違反し価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 「¥」マークの記載がない入札書
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書
- (16) 入札心得第7条に準じるほか、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。なお、競争入札参加資格があると確認された者であっても、落札決定の時ににおいて4に規定する競争入札参加資格を満たさなくなった場合は、競争入札参加資格のない者に該当するものとする。
- (17) 無効とした入札書は、返却しないものとする。

1 4 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。くじによる決定方法については、「同額入札のくじについて」を参照のこと。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)について、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

1 5 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

落札者の決定後契約締結までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。また、落札決定後契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定者を取消し契約締結は行わないことがある。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」の各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 暴力団排除措置要綱第3条各号に該当すると認められるとき。

1 6 契約保証金

熊本市契約事務取扱規則第22条の定めるところにより、落札者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結の時までに納付すること。ただし、利付国債の提供又は金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、次に掲げる場合においては、契約保証金を免除とする。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を結び、保証証券を契約締結のときまでに提出したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と市が工事履行保証契約を結び、保証証券を契約締結のときまでに提出したとき。
- (3) 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上誠実に履行し、このことを証するため、発注者の証明(ただし、発注者が本市である場合は、契約書の写しでも可。)を提出したとき。

1 7 その他留意事項

提出された申請書等は、返却しないものとする。

1 8 契約条項
別紙契約書（案）